



2026年1月26日

各 位

会 社 名 株式会社 大分銀行
代表者名 取締役頭取 高橋 靖英
(コード番号 8392 東証プライム 福証)
問合せ先 総合企画部長 河野 雅之
(TEL 097-534-1111)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の導入 に関するお知らせ

当行は、2026年1月26日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の導入について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げることで、投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年3月31日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

② 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	15,693,634株
今回の株式分割により増加する株式数	62,774,536株
株式分割後の発行済株式総数	78,468,170株
株式分割後の発行可能株式総数	150,000,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日（予定）	2026年3月13日（金）
基準日	2026年3月31日（火）
効力発生日	2026年4月1日（水）

(3) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日（水）を効力発生日としており、2026年3月31日（火）を基準日とする2026年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

なお、2026年3月期の1株当たり年間配当金は2025年11月10日の公表内容である170円から変更ありませんので、1株当たりの期末配当金は85円を予定しております。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水）をもって、当行定款第5条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前（現行定款）	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>3千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1億5千万株</u> とする。

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年1月26日（月）
効力発生日	2026年4月1日（水）

3. 株主優待制度の導入について

(1) 導入の目的

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当行株式の投資魅力を高め、より多くの方々に長期間保有していただくことを目的として、2027年度より株主優待制度を導入いたします。

また、大分県の魅力発信に資する優待品を選定することで、地域貢献にも繋げてまいります。

(2) 株主優待制度の概要

① 導入時期

2027年度より（2027年3月31日を初回基準日とし、以降毎年3月31日を基準日とします。）

② 対象となる株主さま

毎年3月31日現在の株主名簿に記録された、1,000株以上の当行株式を1年以上継続して保有されている株主さまを対象といたします。

※「継続して1年以上保有」とは、基準日を3月31日とし、9月30日および3月31日の当行の株主名簿に、同一株主番号で連続して3回以上かつ1,000株以上の保有が記録されていることで判定いたします。

＜例＞2027年度より導入するため、2026年3月31日、同年9月30日、2027年3月31日の3回連続で1,000株以上で記録されている株主さま。ただし、2026年3月31日の保有株式数は株式分割前の分割比率に応じた保有株式数に置き換えて判定いたします。

③ ご優待内容

該当の株主さまに、毎年6月にお送りする株主総会招集通知に「優待チケット」を同封して送付いたします。専用サイトより、お好みの品をお選びいただけます。

保有株数	優待品
1,000株以上 3,000株未満	大分県、大分銀行に関わる優待品（特産品等） 4,000円相当
3,000株以上	大分県、大分銀行に関わる優待品（特産品等） 8,000円相当

※上記優待品のほかに「社会貢献活動団体への寄付」の選択も検討しております。

※優待品の受付は、お客様の利便性向上や円滑な業務運営の観点から専用サイトのみの対応となります。紙での受付は対応いたしかねますので、予めご了承ください。

④ その他

株主優待制度の詳細につきましては、改めて、ホームページ等でご案内させていただく予定です。

以上

【ご参考】 株式分割に関する Q&A

Q1. 株式分割を行う目的は何かですか。

A1. 当行株式の投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げ、投資しやすい環境を整えることで、当行株式の流動性を高め、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

Q2. 株式分割によって所有株式数が増加しますが、資産の価値に影響を与えないですか。

A2. 株式分割の前後で、会社の資産や資本が変わることはございませんので、株式市況の動向など他の要因を別とすれば、株主の皆さまの所有株式の資産価値が変わるものではありません。所有株式数は5倍に増加しますが、1株当たりの純資産額は5分の1に減少します。

Q3. 所有の株式数が増加するので、受け取る配当金も増加しますか。

A3. 株式分割によって保有する株式の数が5倍になることに伴い、1株当たりの年間配当金は5分の1となりますので、株式分割によってお受け取りになる配当金の総額が変動することはございません。

Q4. 株主は何か手続きが必要ですか。

A4. 株主さまが当行やお取引の証券会社に対して、特段のお手続きをお取りいただく必要はございません。

Q5. 株式の売買停止期間はありますか。

A5. 売買停止期間はございません。ただし、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の株価・保有株式数でのお取引は2026年3月27日（金）までとなります。2026年3月30日（月）からは株式分割の効果が反映されたものでのお取引となります。

Q6. 今後の具体的なスケジュールはどのようにになっていますか。

A6. 次のとおり予定しております。

2026年1月26日（月）	取締役会決議日
2026年3月27日（金）	現在の株価・保有株式数での当行株式売買の最終日
2026年3月31日（火）	株式分割の基準日
2026年4月1日（水）	株式分割の効力発生日
2026年4月下旬	株主さまへ割当通知を発送

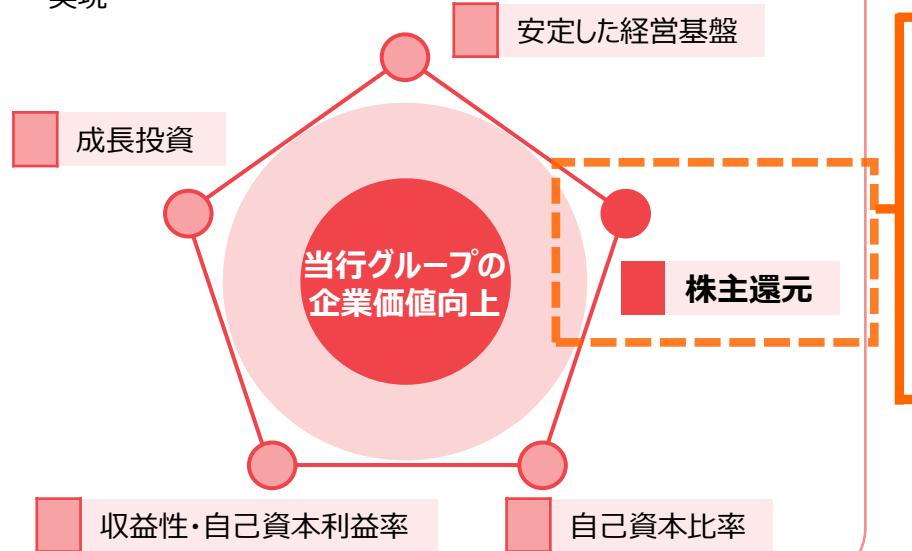
【株式分割に関するお問い合わせ先】

株式分割に関してご不明な点がございましたら、下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

企業価値向上に向けた資本政策の考え方

- 健全性を維持しながら、将来を見据えた成長投資と株主・投資家の皆さまへの利益還元の一層の充実を図ることで、企業価値の向上を実現



安定的な配当 (増配)

- 安定配当の継続実施を利益配分の基本方針として、継続した安定的な配当を実現。
- 2025年度の1株当たり年間配当金は、**前年度比で60円の増配となる170円**を見込む。

機動的な自己株式取得

- 2024年度に10年ぶりの**自己株式取得を実施**。取得規模は14.5億円、総還元性向は41.8%。
- 2025年度においても、**2年連続で自己株式取得を実施**。取得規模は10億円、総還元性向は38.9%を見込む。

株式の流動性・魅力度を高める施策により、企業価値向上の基盤を強化

株式分割の実施 (基準日：2026年3月31日)

- 1株につき5株の割合をもって分割。
- 投資単位当たりの金額（最低投資金額）を引き下げるにより、**投資家の皆さまがより投資しやすい環境を整え、株式の流動性向上と投資家層の拡大**を図る。

株主優待制度の導入 (導入時期：2027年度)

- 株主の皆さまの日頃からのご支援に対する感謝と**当行株式の投資魅力を高め、より多くの方々に長期的に保有していただく**ことを目的。
- 優待品は、大分県、大分銀行に関わる特産品等を選定し、**全国の株主の皆さまに大分の魅力を届ける**ことで、地域貢献にも繋げる。